

年金業務・組織再生会議 (第8回)

平成19年10月31日(水)
17:00～19:00
総理大臣官邸3階南会議室

行政改革推進本部事務局

○本田座長 それでは、ただいまから第8回年金業務・組織再生会議を開催いたします。

本日の会議におきましては、前回に引き続き社会保険庁からのヒアリングを行いました上で、委員内で自由討議を行ってまいりたいと考えております。

本日のヒアリングでは、社会保険庁におけます外部委託の取組状況、課題及び今後の方針、また市場化テストの状況及び評価などについてご説明を受けまして、その後で質疑を行いたいと思います。

それでは早速ですが、まず社会保険庁から外部委託の取組状況などにつきまして説明していただいて、その後前回の会議で宿題となっている事項についてもご説明いただきたいと思っております。その上で質疑を行います。よろしく申し上げます。

○石井社会保険庁運営部長 それではご指示に従いまして、お手元のヒアリング資料に沿いまして説明させていただきたいと思っております。

表紙に当たります部分、項目をご覧くださいますと6項目。1番目が外部委託に関するこれまでの取組状況、それから2番目が市場化テスト、そして3番目が業務集約化の推進等、4番目が外部委託の推進に当たっての課題、5番目として所管公益法人に対する業務委託の状況、そして最後、前回の会議でご指摘を頂戴いたしました事柄に関します資料と、このような構成でございます。なるべく簡潔に説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず外部委託に関するこれまでの取組状況でございます。

なかんずくこれまで私どもがとってきた考え方について説明をさせていただきたいと思っております。今後の外部委託の進め方につきましては、本再生会議のご意見をお伺いした上で政府として基本計画を閣議決定することになるというわけでございますので、あくまでもこれまでの私どもの考え方としてお聞きいただきたいということを重ねて申し上げます。

それでは、枠囲いのところでございます。Aの外部委託などを推進してきている業務でございますけれども、こちらは非権力的で国民の権利義務の確定に至らない業務であって、そして①から③と書いてございますけれども、ここに記載されておりますようないずれにも該当する業務について委託するという考え方で進めてきております。

一方、Bでございますけれども、社会保険庁がみずから行うこととしている業務といたしましては、一連の業務の管理、それから行政処分行為や権力性の高い業務、それから国民の権利義務の確定に係わる業務、それからAの外部委託などを推進してきている業務のうち①から③までのいずれにも該当しない業務。これらのものは社会保険庁が自ら行うべき業務と、こういう整理をしてきているわけでございます。

次は社会保険庁の業務で自ら行うもの、それから外部委託を行うもの、それぞれ代表的なものを表に整理させていただいてございます。

これはこの形ですとちょっと煩瑣になりますので3ページの参考をご覧くださいと思います。これは外部委託等の活用状況を業務のフローという形で整理させていただいたものでございますけれども、この下の方に注がございまして、太線の業務が外部委託等を

行っている業務ということでございます。

適用業務のうち、届書等の受付・入力、通知書等の交付・編綴・保管、これについては職員の判断を要しません。また、集約化等によるスケールメリットが生かせることになるということから、外部委託することとしてございます。一方、審査、決定につきましては、行政処分の内容を決めるものでございまして、職員の判断を要するという考え方で、これまでのところでは社会保険庁が自ら行うということにしているわけでございます。

それから、適用業務のうち未適用対策に関してでございますけれども、未適用事業所の把握及び加入勧奨業務、これは非権力的な業務ということで、効果的、効率的な事業実施のために民間のノウハウを活用できるという考え方に立ちまして外部委託をしてございます。加入指導は権力的な業務である立入検査、あるいは職権適用に至る一連の業務であると、こういうような位置づけで社会保険庁が自ら行うこととしてございます。

それから、厚生年金の徴収でございますけれども、納入告知書の発送業務を委託してございまして、それ以外は権力的な業務である、滞納処分に至る一連の業務であるということから、社会保険庁が自ら行うこととしてございます。

国民年金の徴収でございますけれども、基本的には今申し上げた厚生年金とほぼ同様でございますけれども、納付督促部分是非権力的でまとまった業務量となるというような判断から、市場化テストにより外部委託をしていくこととしてございます。この部分は、そういうことで市場化テストに付している部分と、それから市場化テストの対象外のところと、中を2つに分けまして、納付督促でも訪問などは社会保険庁の職員がやる、そして電話の納付督促、これはテレマーケティングですけれども、それは外部委託をすると、こういうような整理になっております。また、免除などの勧奨ということで細長く入ってございますけれども、ここは市町村から所得情報をいただくということを前提とした業務でございますから、これもやはり職員が行うべきものという整理でございます。

それから、相談業務についてでございますけれども、ここは類型で整理をさせていただいているわけですが、電話相談と出張相談の一部につきましては、一般的な相談を扱っていると整理をさせていただいて、権利義務に直接かかわらないということで、外部委託をするということにしているわけでございます。

それから、年金給付につきましては、適用業務の届出書等の処理と同様の整理でございます。

それから、システム関係につきましては、基本計画については職員が中心となって、もちろん外部の事業者の支援なども受けながらではございますけれども、基本的には職員が中心になってやると。設計以降の工程につきましては、その管理は社会保険庁が行いますけれども、実際の設計、開発、運用、そして維持管理、保守、この辺は業務を委託させていただいていると、こういう整理になっているわけでございます。

次に4ページをお願いいたします。これは現在外部委託を行っている主な事業の例でございます。

概略をご説明申し上げますと、市場化テスト関係は後ほども出てまいりますけれども、国民年金保険料の収納事業、それから年金電話相談センター事業がございます。加えて、適用・徴収関係業務の4番と5番、未適用事業所に対する文書・電話・訪問による勧奨業務でございますけれども、これは概要のところにも書いてございますけれども、平成17年度、それから18年度は市場化テストモデル事業ということで実施してまいったわけでございますけれども、これは19年度以降は市場化テストの経験を生かして、社会保険事務所すべてにおいて一般競争入札による外部委託を実施しようということで、現在そのような取り扱いになっておるわけでございます。

それから、5ページをよろしく申し上げます。

相談関係の業務ではこの7月に第1コールセンターを東京大森にオープンしてございます。ここにおいて電話相談を民間委託してございます。

それから、事務処理関係でございますけれども、ここで言う7番と8番がデータのフロッピーディスク化作業、それから9番がキーボード入力作業、10番がフロッピーを使った入力業務と通知書などの作成業務ということで、いずれも先般の事務センターのご視察のときにご覧いただいたものでございます。

それから、11番は中央の社会保険業務センターにおいても同様の定型的業務を外部委託させていただいているということでございます。

それから、システム関係業務は簡単ではございますけれども、触れさせていただいた次第でございます。

6ページでございますけれども、今度は外部委託を進めることとしている業務ということで、最適化計画、それから社会保険庁の7ヵ年人員削減計画において、今後外部委託を進めることとしている業務を抽出してみたものでございます。

まず、市場化テストなどによる外部委託の拡大についてでございます。これは後ほど詳しいものが出てまいりますわけでございますけれども、まず国民年金保険料収納事業につきましては、本年度より公共サービス改革法に基づく事業として本格実施を始めたところでございます。厚生年金保険などの未適用事業所に対する適用促進事業につきましては、同じく本年度より全社会保険事務所において、先ほども申し上げましたけれども、外部委託を展開してございます。それから、年金電話相談センターでございますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、全国24カ所の年金電話相談センターを3カ所に集約するという構想の下で、第1コールセンターをオープンさせたということでございます。

それから、業務の集約化による定型的業務の外部委託などの拡大につきましては、前回集約化についてご説明申し上げたわけでございますけれども、改めて申し上げますと、対面を必要としない届書の処理業務について、これを事務センターに集約した上で、入力業務、通知書などの作成、交付、編綴、保管等の業務について外部委託するというものでございます。入力業務の拡大につきましては、平成18年度に実施済みでございます。通知書などの作成、保管などについてはシステム刷新後に外部委託を予定してございます。

7 ページの市場化テストでございますけれども、これにつきましては平成17年度にモデル事業として未適用事業所に対する適用促進事業、それから国民年金保険料の収納事業、年金電話相談センター事業の3事業が設定され、実施いたしております。

まず、未適用事業所に対する適用促進事業についてでございますが、2の委託の範囲というところがございますように、未適用事業所の把握、それから事業主に対する加入促進、それから事業報告書の作成を包括的に委託する形で行わせていただいております。

8 ページでございますが、対象事務所と委託業者でございますけれども、平成17年度は5カ所、それから18年度は104カ所をモデル事業として行っております。19年度は全ての社会保険事務所を対象として一般競争入札による民間委託を実施となっております。

それから、事業結果を踏まえた見直しでございますけれども、平成17年度及び18年度の実施状況などを分析した結果、文書・電話勧奨と訪問による加入勧奨により、民間事業者により効率的かつ効果的に事業を実施することができる結果が得られたわけでございます。

このことから定型化した適用促進業務につきましては、一般競争入札による民間委託を全国展開することとして、本年度から実行しているわけでございます。

それから、9 ページの未適用事業所に対する適用促進事業に係る評価でございますけれども、まず事業目標の達成状況でございますが、1 地区を除く12地区の受託事業者において、事業目標である要求水準を達成していただいております。ただし、要求水準に達した受託事業者のうち、5地区の受託事業者においては支出が収入を上回ったと、このようなことがございます。それからまた、社会保険労務士会が受託した地区で、その会員情報等を有効に活用したというような場合に、加入に結びつくという効果が出ているということが見てとることができます。

10 ページでございます。受託事業者と対象社会保険事務所との事業実績の比較でございます。受託事業者において確認した未適用事業所数の実績、これを社会保険事務所の前年の実績と比較してみたものでございますけれども、受託事業者が社会保険事務所の実績を上回っているところが8地区、下回っているところが5地区ということになってございます。

加入に結びついた事業所数を比較いたしますと、受託事業者が社会保険事務所の実績を上回っているところが8地区ということで、特に社会保険事務所の実績を大きく上回った地区では、やはり社会保険労務士会が会員情報を基に積極的に加入勧奨を実施した。そういうところが結果として出ているということでございます。

それから11ページの受託事業者と対象社会保険事務所との今度は事業コストの比較ということでございますけれども、13地区のうち12地区の受託事業者におきまして、その費用総額が社会保険事務所の費用総額を下回ってございます。ただし、加入に結びついた事業所数が社会保険事務所の実績を下回った受託業者におかれては、未適用事業所の把握に重点が置かれていたと。未適用事業所を加入に結びつける取組というものが十分に実施されなかったというふうに考えてございます。

それから12ページの事業実績と事業コストの相関関係でございます。表の網かけの地区が加入に結びついた事業所数が社会保険事務所を上回っている8地区ということでございますけれども、その受託業者の費用総額は社会保険事務所の費用総額のおおむね5割以上となっております。一方で、加入に結びついた事業所数が社会保険事務所の実績を下回った5地区の受託事業者の費用総額でございますけれども、やはりそのようにして比較いたしますと事務所の費用総額のおおむね5割以下ということでございまして、やはり加入に結びつける取組で成果を上げるためには、ある程度の費用が必要なのではないかと分析をされるというように見てございます。

それから、次の13ページの（参考1）という資料は第6回の会議に提出した資料でございます。モデル事業を絵であらわしたものでございます。

14ページでございます。（参考2）、厚生年金保険・健康保険の適用促進対策における非常勤職員の役割という資料でございますけれども、両者の役割を整理したものでございますけれども、表の②のいわば労働局、運輸局などの関係機関からの通報のような形で随時提供された未適用事業所の情報につきましては、即時に加入指導などの対応が必要となることから、職員が対応することとしてございまして、この表の①の部分の業務については、今年度から文書、電話による加入勧奨、訪問による加入勧奨について、民間委託を実施しておりまして、それらの業務に従事していた非常勤職員の配置を見直したところでございます。

それから、15ページは国民年金保険料の収納事業でございます。まず、市場化テストについてでございますけれども、平成17年度、18年度はモデル事業として実施したことは申し上げたとおりでございまして、この10月から公共サービス改革法に基づく取組ということで本格実施しております。

まず、Iのモデル事業でございますけれども、2の委託の範囲のところでございますけれども、国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく納付に関する業務、口座振替の獲得業務、記録の管理、報告、これを包括的に委託したものでございまして、3のところをご覧くださいますと、対象社会保険事務所と受託事業者の項目にございますように、平成17年度は5カ所でございます。それから、18年度はこれはやっぱり継続ということで5カ所、そして次のページでございますけれども、18年度新規分ということで30カ所、19年9月までということで実施をしているわけでございます。

IIの公共サービス改革法に基づく本格実施ということでございますけれども、まず委託の範囲でございますけれども、保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促・督促業務などということで、基本的には先ほど市場化テストということでご説明したのとおおむね一致した業務の委託をさせていただいているということでございます。

それで、この公共サービス改革法に基づく対象社会保険事務所及び受託事業者でございますけれども、17ページにございますように、17事務局、35地区、95カ所という形になってございます。こちらは入札が9月末ぎりぎりまでかかりましたが、何とか10月に入りま

してからそれなりに順調なすべり出しができたかなと思っております。

それから、今度は18ページでございます。国民年金保険料の収納事業に係る評価でございます。こちらはモデル事業の評価ということで、平成17年度の5カ所の結果を分析させていただいたものでございます。

それで実施結果と評価でございますけれども、まず事業実績といたしましては、納付月数は5カ所中4カ所で達成、口座振替の方は1カ所のみ達成と、こういう結果になってございます。事業経費につきましては、受託事業者のコストがいずれも他の社会保険事務所のコストを下回ってございます。評価でございますけれども、納付月数の要求水準はおおむね達成されております。それから、相当のコスト削減も図られているということが読んでとれるわけでございます。納付率の改善状況でございますが、いずれの対象社会保険事務所も他の社会保険事務所に比べて低調であったわけでございますが、納付率の面で低迷している要因として考えられる点というのを整理させていただいております、1つは要求水準が低いということ。それから、対象社会保険事務所において積極的に受託事業者と連携・協力して納付率の向上を目指すという取組が不十分だったと、これは私どもの反省でございます。それから、3番目に対象社会保険事務所の免除などの実績が低調だったというようなことも絡んでいると思っております。

19ページでございます。今度は費用面で受託業者の方が低かった理由というのを分析させていただいたわけでございますが、表にございますように、受託事業者の場合には電話による納付督促が中心であったということ、それから未納期間が比較的少ない未納者などに効率的に働きかけられたということ、それから電話ということと裏腹のことでございすけれども、戸別訪問はあまり実施しなかった、実施しても電話番号不明者など一部に対してのみ実施した程度と、こういうようなことで、総じて人件費を中心に相当のコストダウンが実現されたのかなと見ております。

一方、社会保険事務所の方でございますけれども、遠隔、あるいは山間地、そうしたところも含めて全地域で納付督促を実施するという方針の下で動いているということ。それから、やはりなかなか難しい方というのがいらっちゃって、これは戸別訪問で要するに働きかけなければいけないということで、かなりのウェイトを置いてその点の納付督促がなされているのではないかとということ。それから、遠隔地域を中心として年金相談も行える窓口も納付督促を機に開設した集合徴収、こういったものも並行して実施しているということで、これらが総じて人件費の面でコスト増ということにつながっているのかなと、こういうようなことでございます。

この実施結果を踏まえた見直しということでございますけれども、見直し内容、20ページにかけて5点あるわけでございますけれども、見直し後のところをご覧いただきたいわけですが、まず要求水準の適正化につきましては、1つは社会保険事務所に納付された納付月数から納期限内納付分、これは納付督促を必要としない優良被保険者分ですが、それから強制徴収納付分、これを引いた、いわば所得でいえば中間層、通常の方、そういった

層に相当する督促納付月数、これが要求水準に達するという形に整理をし直すということを見直しとしてやってございます。それから、納付月数でございますけれども、獲得すべき督促納付月数を目標納付率とリンクした要求水準として設定しているということ。それから、最低水準の設定をさせていただいていると、こういうような見直しを図ってございます。

それから、2点目の企画提案に対する必須条件の追加ということで申し上げますと、公的年金という性格、これはやっぱり踏まえていただく必要がございますので、全未納者に対する督促の実施というものを企画提案書において必須条件として追加させていただいたということがございます。

それから、見直し内容の3点目でございますけれども、受託事業者への適切な指示・指導及び協力連携というものを対象社会保険事務所において強化することでございます。見直し後のところでございますけれども、これはしっかり連携・協力をしていくと、社会保険事務所においても受託事業者の事業実施状況の把握、分析をさせていただいて、必要に応じて助言・提案を行うとともに、関係情報を提供し合うということで、双方が連携した取組を実施することが大切であるということで書かせていただいております。

それから、情報の早期提供という点におきましても、保険料の滞納者の情報、それから納付状況、いずれにつきましても記載のとおりの方で取組むということでございます。

それから、事業の周知・広報の充実でございますが、これも見直し後のところに記載してございますように、政府全体で機会を通じて市場化テストの実施内容について周知・広報を行って、働きかけを受ける納付督促などの対象者に疑念を抱かせないような環境の整備を図っていくことが大切であると、このように整理をさせていただいているわけでございます。

21ページでございます。こちらは国民年金保険料の収納事業、市場化テストモデル事業の実施結果でございます。21ページから23ページにかけては実施結果のデータということでございます。22ページでございますけれども、これも納付月数1月当たりのコストを見たもので、受託業者の方が安価であると。その安価の理由は先ほど申し上げたということで、これも説明は割愛させていただきたいと思っております。

それから、次に23ページでございますけれども、納付率などを前年同期と比較すると、全体的にはモデル事業以外の地区に劣る結果となっていると。その要因はということで、先ほど触れさせていただきました。これについても要求水準は低いという理由でございますけれども、触れさせていただきましたので省略させていただきます。

24ページでございます。こちら参考1ということで、「公共サービス改革基本方針の一部変更について」という資料でございますけれども、これは今月26日に変更を閣議決定した基本方針の抜粋でございますけれども、平成20年度事業につきましては下の箱囲いの中、アンダーラインが付してございますように、20年10月から2年間を実施期間として、さらに90カ所、合計ということでいきますと185カ所になるわけでございますけれども、市場

化テストを国民年金保険料の収納事業について実施することになったというものでございます。なお、この枠囲いの一番下に注がございませうけれども、日本年金機構設立後は機構がこの契約を承継することになっております。

次に、25ページでございませう。こちらは第6回の会議に提出させていただきました国民年金保険料の収納対策に関わる全体像を示した資料でございませうけれども、簡単にもう1回レビューをさせていただきますと、未納者につきましては、その所得状況から強制徴収対象者、納付督促対象者、それから免除等対象者とかように分けまして、そしてそれぞれに特性に合わせた勧奨の業務、さらには強制徴収を実施していくというような形にございませう。その督促対象者に関わる取組というのがこれまでご紹介申し上げております市場化テストによる対応を進める部分という形になっているわけでございます。

それから、26ページでございませう。参考3ということで、国民年金保険料の収納対策における非常勤職員の役割を整理させていただいたわけでございますけれども、国民年金保険料の納付督促などにおきましては、国民年金推進員という者が戸別訪問による保険料の納付督促と免除などの勧奨を行ってございませう。具体的には、国民年金推進員は主として納付督促対象者のうち未納期間が12月までの短期、中期未納者の督促業務を行うというのがメインになっているわけでございます。市場化テストが全国展開いたしますと、この部分の業務がなくなるということになります。なお、強制徴収対象者につきましては、職権を背景にした督促を行うということでございませうので、職員が行う。それから、免除等勧奨業務につきましては、先ほどもちょっと触れましたが、所得情報を基に行うということで、職員が行うという整理にさせていただいてございませう。

それから、次の27ページでございませう。年金電話相談センター事業でございませうけれども、まず市場化テストモデル事業についてでございませう。こちらは委託の範囲のところにもございませうように、電話による年金相談業務、それから各種届出用紙・各種通知書の送付依頼受付業務、それから事業報告書の作成業務というものを委託いたしまして、具体的な手段・手法につきましては、現行法の範囲内において受託者の提案に委ねる形で実施をさせていただいているわけでございます。

実施期間でございませうけれども、第1期が平成17年10月から18年9月まで、それから2期目が18年10月から20年9月までの2年間ということで実施をしているところでございませう。

今後の方針でございませうけれども、先ほども触れさせていただきましたように、全国24カ所の年金電話相談センターを順次集約していきまして、3カ所程度に集約していきたいと。それで、新たなコールセンターをそういうことで3カ所構築すると、こういう予定でございまして、新たなコールセンターにおきましては市場化テストの成果というものを踏まえて、オペレーター業務は全面的に一般競争による民間委託としたいと考えているわけでございます。

それから、28ページでございませうけれども、これはこれまでの電話相談センター事業の

概要を整理したものでございまして、オンラインシステムを使用できる環境にあるということがポイントの1つでございます。

29ページは年金電話相談センター事業に係る評価でございます。実施結果でございますけれども、これは第1期目の平成18年9月までに実施した部分の評価をまとめたものでございますけれども、その結果といたしましては、相談の対応件数でございますが、1事業者は未達成という結果になってございます。それから、事業に要した費用といたしましては、委託費ベースにおきましては両事業者とも同規模の電話相談センターの費用を下回ってございます。ただ、実経費ベースにおきましては、1事業者は下回り、1事業者は社会保険庁の費用よりも費用がかかったという形になってございます。

それから、電話相談の対応状況でございますけれども、サービスの質でございますけれども、こちらについてはモニターによる調査などにおきまして、両事業者とも社会保険庁が実施した年金電話相談センターと同等以上の評価が出ているということでございます。

の評価のところでございますけれども、電話相談の対応状況では両事業者とも評価できる面があるわけでございますけれども、対応件数では相談体制の確立というのが不十分であったという面も一因としてありまして、要求水準を達成することができなかった事業者が出たと。また、経費におきましては年金相談の需要の繁閑によるオペレーターの要員管理が十分に行われなかったことから、実経費が委託費収入を大きく上回る事業所があったということで、事業を包括的に見ますと、民間事業者の創意工夫あるいはノウハウが十分に生かされなかった面もあったのではないかなど、ちょっと厳しいかもしれませんが、そのような整理をさせていただいております。

それから、30ページ、31ページは年金電話相談センター業務の実施結果の少し細かな数字を整理したものでございまして、これは省略させていただきたいと思っております。

それから、32ページでございます。これは第6回の会議に提出させていただいたものでございます。全体像ということでございます。若干のレビューをさせていただきますと、まず絵の中央の上の方でございますが、平成18年度の総相談件数は1,600万件余ということになってございまして、このうち来訪相談が800万、電話相談が781万ということで、ほぼ半分をそれぞれが占めていると。出張相談という形態のものが27万、文書相談も数としては少のうございますけれども、11万という形になっているということでございます。

その相談の受け先といいますのは、内容的には来訪、電話、文書、こういう形でございますけれども、社会保険事務所、それから年金相談センター、それから年金電話相談センターと、それからもちろん中央年金相談室というのが、現在は大森の方に吸収されてございますけれども、社会保険業務センターにおいてあった時期もあったと、こういうことでございます。

一方、こういう形で電話なり、足を運んで、そしてフェース・トゥ・フェースで相談にあずかるという形態のものがある一方で、私どもがこれから力を入れていかなければいけないと思っておりますのが、左側の社会保険業務センターが中心で展開させていただいて

おりますインターネットなどによる照会の相談でございまして、むしろ直接こういう形で足をお運びいただかなくても比較的詳しい情報を提供させていただけるような、こういう形態の展開をこれからもっともっと強くしていかなければいけないというふうに考えているわけでございます。

33ページでございすけれども、これはそういうことで今後3カ所整備していこうというふうに考えているコールセンターの事業の概要でございす。運用の形態といたしましては、設置場所、機器設備等は社会保険庁においてそろえまして、オペレーター等の要員はコール数に即した体制をとれるように、民間委託によるインハウス方式とするというように考えております。

それから、構成でございすけれども、全国に3カ所設置することといたしまして、年金電話相談センターはこれらの設置に伴いまして廃止していくということでございす。第1コールセンターは、繰り返しになりますが、既にこの7月に大森に設置してございす。それから、第2コールセンターは平成20年3月に設置したいということで、今手配を進めてございす。それから、第3コールセンターは来年の8月ごろを目途として、その準備段階に入っているという状況でございす。

それから、次は34ページ、参考3、年金相談業務関係における非常勤職員の役割でございすけれども、この相談業務におきましては職員の他に年金相談員などが相談業務に当たっているわけでございす。このうち年金電話相談センターの部分につきましては、コールセンターの体制が完成した後はすべて民間委託になるという形でございす。

それから、35ページでございす。今度は業務集約化の推進でございす。業務集約化の推進につきましては、前回の会議で説明させていただきました。それと同じ資料でございすので、基本的には説明を省略させていただきたいと思っておりますけれども、参考資料を1枚今回追加させていただいておりますので、そこだけちょっと触れさせていただきますと、37ページでございす。

これは届書などの処理業務についての集約化の進捗状況をまとめたものでございまして、網かけの部分が集約化が進んでいるところでございすけれども、ケース①は審査から通知書などの作成・交付までの一連の業務の集約化が完了しているものでございまして、業務の分野ごとの該当する事務局数を右に整理してございす。ケース②からケース④と比べましても、こここのところの集約状況が一番進んでいるということがご覧いただけるのではないかと思います。

以下、同様に、ケース②は審査・入力業務のところまで集約化が進んでいるもの、それから入力以降の過程を集約するという形になっているもの、それから先日ご覧いただきました東京事務局でございすけれども、入力のみを集約すると、こういう状態になっているものがあるということでございす。それから、該当する分野の処理を集約していない社会保険事務局、ちょっと遅れているわけでございすけれども、これも1つあると。年金給付関係では4事務局があるということでございす。

38ページは先日説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

39ページも同様でございますので、省略させていただきます。

40ページ、41ページも大変恐縮ですが、同様に説明は省略させていただきたいと思っております。

42ページでございますけれども、これは社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターとの役割分担について整理したものでございます。社会保険事務局事務センターは社会保険事務所、社会保険事務局の中にある第一線機関でございますが、そこでやっている業務のうち対面を必要としない業務を集約して、そして業務処理の効率化を図るために県単位に設置をしているものでございます。一方、社会保険業務センターは記録の一元管理のためということでデータセンターとして位置づけているということでございまして、また年金裁定後の受給権者にかかわります諸変更の事務などもここでとり行っているということでございます。詳しくはそれぞれ枠囲いの中に記載しているような事務をとり行っているということでございます。

43ページでございますけれども、これは社会保険業務センターにおける職員数の推移というのを整理したものでございます。直近5年間の推移でございますけれども、一番下に参考として受給者数の増加していく推移をご覧いただければと思いますけれども、こういう増加状況と比較して、どちらかといいますと全体的には定員削減を進めてきているわけでございますけれども、平成15、16、17、18と緩やかに定員の削減を進めてきているわけでございますが、19年度はやはりITガバナンスの体制を強化する必要があるというようなことで増員に転じております

それから、44ページでございます。外部委託の推進に当たっての課題というものを整理させていただきました。

まず、委託業者による業務の適切・効果的な実施を確保するために講じている措置ということでございますけれども、やはり大事なのは業務品質の維持・向上、それから委託業者の管理という点でございます。

まず、業務品質の維持・向上の関係では、やはり委託業者の選定方法、それから契約方式に十分工夫を凝らす必要があるわけございまして、一般競争入札、それも総合評価方式による選定を取り入れてございます。それから、もう一つは、やはり単年度の契約ですと習熟したところでまた切りかわってしまうという問題がありますので、複数年契約の導入を進めているわけでございます。

それから、実施体制の整備でございますけれども、やはり事業者におきます教育・訓練の実施、それから管理責任者の配置、それから業務に合致した要員の適正配置、これがポイントでございます。加えまして、社会保険労務士さんなどの一定の有資格の方々を業務責任者とする体制も非常に大事なことだというように経験則的に感じております。

それから、委託業者の管理・規制の関係でございますけれども、やはりまず進捗管理が必要でございまして、月次の報告徴収が欠かせません。それから、必要に応じて随時の立

入検査もやる必要があるということでございます。また、業務上知り得た情報の管理ということで、これは本当に業者において徹底的に、従事者に対しても徹底していただく必要があるということで、重ねて要請をしているところでございます。その他、実績に応じた報酬の加算あるいは減額というようなものもメリット性ということで、インセンティブでございますけれども、わくように工夫をしてございます。

それから、45ページでございますけれども、外部委託の活用を推進する上での課題でございますけれども、やはり中長期的に業務品質の確保と効率的な事業実施をともに確保していくことが大事であると。同時に、継続的な業務改善につながることで、そして事業者がその力を発揮しやすいようなものとしていくことも重要であると思っております。そのような目的に沿う業務委託のあり方というものについてさらに検討を進めなければいけないと思っております。

主な事項は下に整理してございますが、調達・契約のあり方、それから環境の整備、それから管理・活用する上において必要なノウハウの蓄積、こういったものがあると思っております。

それから、今度は46ページ、所管公益法人に対する業務委託の状況でございます。

まずもって、所管公益法人の委託費等の状況のすぐ下のところに、表に入る前に2行にわたって枠囲いをつけさせていただいておりますけれども、記載しておりますように、社会保険庁から所管公益法人に対する委託費につきましては、平成17年度以降いろいろなご批判というものもあったわけございまして、これを受けて順次廃止をしてきておまして、日本年金機構の業務に関連する委託費は現時点で全て廃止済みということになっております。

ずっと個別の所管公益法人についてどのような事業を法人としてはやっていて、そして平成18年度時点でどのような委託状況になっているかというようなことを記載しているわけでございます。

この中で1点触れるとすれば、46ページの社団法人日本国民年金協会でございますけれども、これは海外に居住しておられる日本人、こちらの方から委託を受けまして加入手続の代行業務というのをやっているわけでございます。これも平成19年6月をもって廃止をしているということでございます。

47ページの方にまいりまして、平成18年度の業務委託者などの支出の有無欄でございますけれども、無、無とこうまいりまして、3つ目に社会保険健康事業財団というのがございますけれども、こちらは生活習慣病予防健診と、健診事業の委託を受けていたわけでございますけれども、こちらの方の委託費も20年9月をもって廃止予定ということになってございます。表をざっとご覧いただきますと、委託費の関係はおおむね全廃ということになっていることをご覧いただけるかと思えます。

それから、49ページでございますけれども、これも無駄使いの1つの代表例であるということで、たくさんのご批判を受けた年金福祉施設の整理合理化の関係でございますけれども

ども、これにつきましては平成17年10月に存続期間5年ということでこの福祉施設を整理するための独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構という法人が設置されまして、ここに病院を除く施設すべてを出資して、現在22年9月までの存続期限に間に合うように整理合理化が進められております。残る病院は社会保険病院が53、厚生年金病院が10となっているわけですが、これは病院という施設の公益的な性格などもございまして、地域の医療の体制を損なうことがあるような整理の仕方は、やはり避けなければいけないということで、別途の扱いになっているわけですが、できるだけ整理合理化計画を早く取りまとめて、その整理をしていくということでございまして、この年金福祉施設などでございますけれども、これは日本年金機構に引き継がれるものではないということでございます。

続きまして、前回会議でご指摘いただいた資料の関係でございます。一部間に合っていないものもあるわけですが、まず社会保険庁における住民基本台帳ネットワークシステムの活用状況でございます。

目的といたしましては、枠囲いにありますように、被保険者や受給者の方々が市区町村の窓口に出向く負担の軽減をしようということ。それから、もう一つは、届出忘れというようなことを防止するということで、年金受給権をこのことによって確保していこうということでもあります。

活用の前提でございますが、住民基本台帳法におきましては、住基ネットからの本人確認情報の提供先、それから提供目的が法律上限定されております。規定されているものに限って、住基ネット情報を活用することができる仕組みになっているということでございます。

現状でございますけれども、3つのことをやっております。1つは、20歳到達者についての情報をいただいて、国民年金の加入勧奨に役立てるということでございます。それから、裁定請求などの際にいろいろと添付資料をつけていただくわけですが、その中の住民票の写しは省略をするという形での活用でございます。それから3つ目が、今年の10月から始めておりますけれども、これまでは年金受給者すべての方に元気でおられるかどうか、往復はがきを送って返していただくということでその確認をしていたわけですが、これを住基ネットを活用して確認をするということにしているわけでございます。

今後の予定でございますけれども、前回でもご説明申し上げましたように、先の通常国会で社会保険庁改革関連法案2法案が成立してございますけれども、そのうちの1本、略称で事業改善法というふうに私どもは呼んでおりますけれども、これが平成19年7月6日に公布され、関係法律がまた改正されておりますので、ここに書いてございますようなサービスの拡充を図ることができるようになっていくということで、1つは国民年金未加入者対策ということで、34歳、44歳に到達した方の本人確認情報を住基ネットから頂戴いたしまして、そして国民年金が適用されていない方に対して勧奨をさせていただくのに活用

させていただくというのが1つ。それから、国民年金、厚生年金などの被保険者などの住所変更などの届出の省略に活用するというのもう一つでございます。ただし、これは少し大がかりなシステム変更をしなければいけないという事情がありまして、平成23年4月からの運用ということにさせていただいているわけでございます。

それから、52ページ、電子申請の利用促進についての補足の資料でございますけれども、利用状況が悪い理由として料金のことを挙げたわけでございます。それで枠囲いの下のところをご覧くださいますと、参考1ということで社会保険関係35手続について、これは年間申請件数が10万件以上のものがございますけれども、内訳が記載されておりまして、事業主が行う手続が9手続、6,000万件、それから個人が行う手続が26手続、4,900万件となっております。

私ども、社会保険関係手続の電子申請の利用促進を図る上においては、やはり個人の方よりも事業主が行う手続を重点的に取組む方が優先かなと考えてございます。そういうような発想から、参考2でございますけれども、費用について先日お尋ねがあったときに、ちょっと法人を念頭に置きまして、ご覧のように3年で3万2,000円程度、認証局によって少しばらつきがあるわけがございますけれども、これは1年に引き直しますと1万円程度ということになるわけで、そのことを申し上げたわけがございますけれども、個人ということであれば地方公共団体が行う、3年契約で500円という例もありますねというご指摘を同時に頂戴しているところでございます。

それから、53ページでございますけれども、こちら年金広報の発行部数について報告をするようにというご要請がありましたので、こういう形で今回お出しさせていただいております。

大変、走りながらの説明で分かりづらかったかもしれませんが、以上でございます。

本田座長 ありがとうございます。

それでは、大変分厚い資料でございますけれども、ご質問をどうぞお願いしたいと思っております。

○山本内閣府副大臣 先日東京の社会保険事務局事務センターを見させていただきまして、一番感じましたのは、この最後に書いてある電子申請についてなんですけれども、紙と段ボールがやたらと多いというのが実感でありまして、非常に無秩序に並んでいるなど。言葉は悪いのですが、そんな感じがいたしました。もう少しやっぱり機能的にできないのかな、そのためには電子申請がおそらく一番だというような、そんな感じがいたしました。OCRも結果を見ても全然見えないですねなんて言いながらやっているわけですから、電子申請していただければ、あの分が全部省略できるわけでありまして、機能的になるという感じがします。

最後にこの利用促進について、52ページに書いてありましたけれども、これは認証局に3万2,000円払うとかいうことじゃなくて、その分逆に何かインセンティブで費用を安くするというか、おそらく社会保険庁の経費が安上がりで済むと思いますので、その浮いた

費用を何らかの格好で還元し、電子申請をすればこれだけ費用を安くしますというような、逆のそういった形で、金を取るのではなくて、金を向こうに払うというのですか、そんなシステムにはならないものなのですか。

○石井社会保険庁運営部長 段ボール・紙の類が現場で非常に目につくと、まさしく仰せのとおりでございまして、何とかしなければいけないということで、私どもも遅まきながら電子的に処理していくということを進めたいと思っております。

それで、インセンティブのご指摘、まさにそのとおりでございまして、実は私どもは同様の行政サービスでどのような割引の例があるだろうかというのを若干確認してみたのですが、例えば国税庁におきましては、電子申告をやりますと、確か5,000円だったと思いますけれども、所得税の控除がなされるというような取り扱いもございまして、そういう例を参考にしながら、どのような工夫ができるのか取組んでみたいというように思います。

○坂野社会保険庁長官 税でいけば控除、保険料でいけば保険料の多少の減額をやるということになります。この保険料の減額をやるためには、法律上の手当が必要ということになるわけございまして、私どももそういうことを法律改正など機会があれば取組みたいと考えております。ただ、法律改正となりますと、この単独の事項だけの法律改正というわけにはいきませんので、またいろいろ年金制度の改正などそういうときをとらえて進めるべきだと思います。

ただ、いつどういようにやるかということについては、まだ実は具体的な案がございません。もう少し詰めさせていただきたいと思っております。単純に電子申告だから割り引くという理屈だけでまた国会の方でそのままご承認いただけるかどうかという問題もあるわけございまして、その辺は副大臣からもよろしく、またいろいろご指導もいただきたいと、こんなように思っております。

山本内閣府副大臣 あの段ボールの山を見せればみんな納得しますよ。

○本田座長 他にご質問。大山委員。

○大山委員 2つ分からないところがあったので教えてほしいのですが、10ページ目、もし差しさわりがなければ、結構ですが、この四角の枠の○の2つ目の2行目、一番後の方に「社会保険労務士会の会員情報をもとに」と書いてあります。この会員情報が何を意味しているかをもし分かれば教えていただきたいと思っております。

それから、12ページ目、市場化テストの話のときに大体皆同じような説明になっていますが、例えば費用総額という形で受託者と社会保険事務所との関係で比率などが出ています。受託者に対する落札額、公開入札で多分受託者を決めているのだと思いますが、その落札価額とここで出てくる費用総額、との関係がちょっと分からなかったもので、そこを説明してください。

○石井社会保険庁運営部長 まず1点目の社会保険労務士会の会員情報の中身でございませぬけれども、これは社会保険労務士会に加入なさっている会員めいめいがお持ちの、主と

して未適用事業所に関する情報と承知しております。ですから、そういうものが集められて、社会保険労務士会としていわば共同してかかっているということ。未適用事業所の情報を把握すること自体が通常なかなか難しいことかと思うのです。その部分だけでも立ち上がり方が違って、効果的に動けるといえることだろうと思っております。これが1点。よろしいですか。

○大山委員 大体想像はつくのですが、正確に理解するためにそのところをもう一回聞かせてください。社会保険労務士さんたちが未適用の方たちの情報を得られる理由はなんでしょうか。何か他に幾つかの情報を持っていて、これについてはここはやっていないとかというのは分かっているということなのでしょうか。

○石井社会保険庁運営部長 社会保険労務士さんというのは、いわゆる社会保険だけやっているわけではございません。労働保険の方もやっておりますので、そうすると雇用保険とか、要するにそちらの方の情報も入ってくると。要するに、そこの重なりというのは見えるわけです。ここは雇用保険は入っているけれども、厚生年金は入っていないというような形で浮かび上がってくるのだらうと思います。

それから、総額コストの関係でございますけれども、ちょっと私のとらえ方が正確かどうか、もし違うのであればご指摘いただきたいのですが、入札のときに札を入れていただきます。そのときに金額ががっちり固まりますね。それはそれで私どもが委託をするときの金額ということであると、お支払いをするのは。だから枠としてはその限りということであると。それはそれとして、実際受託して与えられた要求水準を達成するというところで事業展開をすると。このときにどのぐらいかけるかは各事業者さんの裁量、判断の問題でございます。もちろん事後的に挙げていただいた成果とコストがどういう関係であるかということをチェックさせていただきますということはあらかじめ申し上げてはいるのですが、それでもなお目標をクリアしたいということで、かなり投入なさるところもあるということでございます。

○大山委員 今の続きでちょっとよろしいですか。

そうすると、社会保険庁から払われている額は上限が決まっているが、受託した事業者によっては自ら持ち出したと理解してよいですか。

○石井社会保険庁運営部長 おっしゃるとおりです。

○大山委員 その持ち出した額というのが、ここで言っている、普通は社会保険事務所より余計にかかるような形で最初から落札してくる可能性というのはあまりないのではないかと思うのですが、その意味では費用対効果で実際にかかっている持ち出し分があるかもしれないけれども、それを除くと、社会保険庁さんから払っている額は確実に下がっていると、そういう理解でいいのですか。

○石井社会保険庁運営部長 そういふようにご理解いただいて結構です。

○大山委員 分かりました。ありがとうございます。

この資料の書き方では、そうは見えないかもしれないですね。勘違いなさる方がいるか

もしれません。後からかかった額を補てんしているというように見えてしまうといえますか、そのところが要するに市場化テストをやったら余計にお金がかかっている場合があるというように見えるのか見えないのかの話をもう少しはっきりさせたかったので質問しました。

○本田座長 そのところ、私は内閣府の官民競争入札等監理委員会のメンバーでございますのでご説明すると、まさにいろいろな条件を出して、質も予定価格もありますね。その中で競争しますから、いろいろな条件に合致しなければいけません。入札ですから、それだけしかお払いしません。ただし、最近はインセンティブというのがあって、これができたらあといくら払う、とかいろいろありますけれども、基本的にはそれだけしかお払いしません。

ただし、この業務委託の課題にも出ていますけれども、単年度の契約だと非常にやりにくいといえますか、どちらから見ても、参加する方から見ても、発注する方から見ても。それで先ほどご説明がありました3年計画ぐらいでやります。そうなりますと、初年度はこうやり、参加する方は企業経営者ですから、あらゆることを考えながら、しかも利益が出ることを考えながらやっているとお考えいただけます。そういう意味での入札価格だとお考えいただければよいと思います。

ちなみに、今回の95カ所の国民年金保険料の収納事業の市場化テストは契約が一度終わって、本格実施がスタートしたわけですがけれども、経費だけで申し上げれば社会保険庁で続けた場合の経費が58億、これは社会保険庁の方でおっしゃっていますから、58億かかる。入札結果は21億なのです。この資料にも出ていますように、かなり経費は4割、5割となっているような形が出ています。その他に当然のことながら競争入札、市場化テストはあくまでも質という問題がありますから、質についてはこれはかなり触れられているわけで、質についても現状よりどうよくしていくかというのも契約条件に入っているとご理解いただきたいと思います。

斎藤委員。

○斎藤委員 民間事業者の創意工夫やノウハウの活用ということが目的になっていますけれども、今伺うと、社会保険労務士会は会員情報というデータベースを持っている強みを生かして実績が上がったということで、違いはデータベースだけのように聞こえました。ノウハウとか民間事業者の創意工夫というのをもし彼らが持っていてそれでコストが半分ぐらいになっているのであれば、それはどうやってやったのかという情報をもらって、それを他の事業に活用するというようなことはできないのでしょうか、あるいはそういうことはもう既になさっているのでしょうか。その辺りを教えていただけますか。

○石井社会保険庁運営部長 ちょっと担当の方から詳しい説明をさせていただきます。

○杉山社会保険庁国民年金事業室長補佐 国民年金収納事業も、また未適用事業所の適用促進事業につきましても、それぞれ民間事業者さんは工夫をされておりますけれども、それは私ども社会保険事務所がやっていたのと大きく違う工夫というのは今のところあまり

出ておりません。ただ、例えば電話による督促の分析が機械的に非常に進んでいるとか、我々がやっている同じ方策ではございますけれども、分析が進んでいるとか、そういうことはございます。

また、社会保険労務士さんの場合は自ら会員情報をお使いになるということの他に、日常的に地域を回りながら新たに事業所が新設をされた情報をつかまれるとか、日常活動の中で新しい情報をおつかみになるという、社会保険事務所では困難なような工夫はございますが、全体としては全く新しい工夫がされたものが持ち込まれているという、今はまだそこまでは行っておりませんが、市場化テストそれ自体がまだ2年間しかやっておりませんので、これから様々な工夫が進められるのではないかと期待をしております。

○石井社会保険庁運営部長 1点私の方から補足をさせていただきたいのですけれども、総じて言えば今担当の方からした説明のようなことになるのですけれども、ただ先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、コールセンターの運用、これはご存じのように私どもも非常に大量な、それこそ1,000万を超えるような通知を、例えば2カ月に1回年金のお支払いということでご通知申し上げます。それとか、あるいは被扶養者の通知とか、あるいは年金保険料を支払っていただいたということで、その税控除の証明書をお送りするとか、これ自体がそれぞれものすごい量になって、特に分かりにくい税関係については、やはり送った量が多い分だけその後大きな山が来るわけです。そのときには、コールセンターの電話が鳴りっぱなしになるわけです。そういう非常に大きなピークロードがあると。けれども、その後今度平時になりますとぐっと下がってしまうと。

結局、最大のところに合わせる形でブースを用意するわけですが、常にそういう状態にいたしますと、当然赤字になるわけで、したがってそこところはやはりここら辺の調整ですね。要するに、ブースにどのくらいの人数を、最大、それから通常、それから需要が非常に低いときに、どう配置するか。これを例えばどういうタームで読みながら要員配置をするか、ここら辺はもちろん私どもの役所でもそれはできないことではないのですけれども、一応公務員、定員という、要するに決まり事の上で運用しておりますので、かなりやっぱり制約があるわけです。

その点、やはり民間事業者には他の事業もやっているということで、そういう大きな枠の中で要員管理というのができる。そこところはやはり私どもからするとメリットとして享受をさせていただきたい点でございます。そこら辺がうまくいなくてちょっと足が出たという事業者があったということは先ほど申し上げたところですが、これは経験によって多分その事業者さんも腕を上げていかれるのではないかと、こういうように思っています。メリットはやはり部分的には業務によってあるのだろうと思っています。

本田座長 岩瀬委員。

○岩瀬委員 何点が質問したいのですけれども、今の年金電話相談についてなんですが、これは先ほど一般的な質問について対応するというお話であったかと思っておりますけれども、個人的に自分の年金の記録がどうなっているのかということについては、この年金電話相

談では答えていただけないということになりますか。

○石井社会保険庁運営部長 とりあえず私の方からお答え申し上げますと、電話だからということで、そういう形でお断りをするということは基本的にはございません。通常はやはりブースに入った人間が電話をとって、それでブースの中にはオンラインで年金記録が見える、そういうモニターがあって、電話を受けながらお名前や基礎年金番号を頂戴しつつ、やっていますから、もちろんそういう一般的なお話で終わるばかりということもございません。けれども、比率の問題として、例えば制度の仕組みがどうであるかとか、手続がどうであるかとか、一般的なそういうようなお話も電話の場合は多うございまして、比較の問題として来訪相談の方が個別の比較的複雑なそういうご相談を受ける比率が高いと、そういうことでございます。

副所長の方で何か補足があれば。

○植田社会保険業務センター副所長 電話相談の場合はこちらから、要するに本人確認というのがある意味でデータ保護のために大変なのですが、そこのところはこっちからやっぱりいろいろご質問させていただくのです。それでやっぱりこの人はご本人だとか、そういう確認といいたいまいしょうか、そういうことを踏まえてお答えをすると。ここは結構気を使っておりまして、あまりノウハウをおしゃべりするわけにはいかないところもあるのですが、一応そういう確認行為は必ずしているということです。

○岩瀬委員 分かりました。

では、例えば電話相談する場合には、つまり基礎年金番号を用意するとか、何かこういうものを事前に用意してほしいということの告知をもう少ししていただいた方がいいのかなと思います。二度手間になってしまう、そんな感じがします。

もう一点、いわゆるお客様満足度調査をされたということが、31ページの3の表の欄外に書かれているのですけれども、これはもしよければどういうところに何社ぐらいこういう調査依頼をしたのか、それで調査依頼をする際にどういう調査、ここにも若干書かれていますけれども、どういう調査シートを渡して、それをどういう形で実施したのか。それも教えていただけませんか。

○石井社会保険庁運営部長 後ほどご報告させていただきたいと思います。

○岩瀬委員 あと2点お聞きしたいのですが、先ほど委託費の話が出ましたけれども、委託費は今後出さないということですが、委託費以外に例えば交付金とか出資金が出ているということはあるのでしょうか。出資金は今まで出したものを今度回収するということあまりお考えになっていないのでしょうか。その点を教えていただけますか。

○石井社会保険庁運営部長 ちょっとそれも確認させてください。何しろ相当なご批判を浴びたので、その手のものはすべて整理をさせていただきます。ただし、出資金を出しているケースについて、引き上げるというような方針まで立てているかどうか、ちょっとはつきりしませんので。

○岩瀬委員 委託費という言葉以外で保険料なりが出ているかどうかというのをちょっと

教えていただきたい。

○石井社会保険庁運営部長 保険料財源で委託費、あるいはそれと同様な性質のお金を事業費ということで渡してやっていただくというようなことは、これはもうやってございません。

○岩瀬委員 そうですか。分かりました。

あと、前回僕がちょっとお聞きした広報費に関する部分なのですが、障害者の人たちへの広報提供サービスで、読み上げ及び拡大文字のサービスということなのですが、これはもう今後もこれ以外はやらないということですか。

○石井社会保険庁運営部長 これにつきましては、とりあえずこういうサービスをやる必要があるのだろうということで取組ませていただいているということでございまして、これ以上やらないということは特に決めてございません。

○岩瀬委員 パンフレット類は膨大な部数を作っているわけですが、これらを僕はほとんど見たことがありませんの。どのようにして受給者なり加入者に届けているのか、その配布の手段というのを教えていただけませんか。

○石井社会保険庁運営部長 これはまずは社会保険事務所の窓口、それから市町村、国民年金の広報などはこれは市町村の方でも受託事務なんかをやっていただいておりますので、そちらの方にも置いてあります。

ちょっと、すみません。担当から。

○杉山社会保険庁国民年金事業室長補佐 全てについてはっきりは申し上げられません。確認できる範囲で、また後ほど資料として出させていただきますが、例えば国民年金保険料の納付案内書同封リーフレットという一番数が多いものがございまして、1,840万枚。これは納付書をお送りするときに一緒に同封をしてお送りしておりますので、被保険者の方お一人お一人に行きわたるような仕掛けになっております。前段の方に様々な総合カタログとかございまして、社会保険事務所または市町村の窓口。それから口座振替の促進チラシであるとか、納付勧奨チラシであるとか、免除の勧奨チラシといったような勧奨チラシについては、対象者の方々へのご案内のときに同封させていただくといったような使い方をさせていただいています。その目的によって配布の方法は異なっております。

○岩瀬委員 例えば、このパンフレットが欲しいと、電話相談で電話をかけた場合に、あるいは相談者が今説明しましたけれども、こういうパンフレットがあるのでお送りしようという形で届けるということはしているのですか。

○杉山社会保険庁国民年金事業室長補佐 ご要望がございましたら、申出書などもそうでございますけれども、お送りすることは可能でございます。

○岩瀬委員 可能ということはやっているかと。

○杉山社会保険庁国民年金事業室長補佐 必ずという意味でやっているとは言いきれませんが、要望がございましたら。

○岩瀬委員 要望があればやるわけですか。

○杉山社会保険庁国民年金事業室長補佐 はい。

○岩瀬委員 それは郵送料は社会保険庁持ちでやるわけですね。

○杉山社会保険庁国民年金事業室長補佐 はい。ご本人からいただくことはしておりません。

○岩瀬委員 社会保険事務所の窓口だとか、市町村の窓口にしても、なかなかこれははけないと思うのですよ、そこに置くだけでは。もっと届ける手だてというのを考えていただけないかなという気がします。せっかく作っても届かなければ意味がない。

それと、今回のヒアリング資料には出ていないのですけれども、前回残債のことをお聞きしています。残債の問題というのは、システムを今後作っていくことも重要ですしけれども、そのシステムがどういう契約になっているのか、そのシステムの経費がどういうものなのかというのをガラス張りにするという事は、組織を再生していく上で非常に重要なことだと思うのです。仮に中身を見直したときに、問題があればそれは交渉するというか、議論の材料にしていくというのは必要なことですので、これは是非とも出していただきたい。その種の資料は当然お持ちだと思うのですけれども、それが今日ここに出てこなかったというのは、何か理由があるのであれば教えていただけませんか。

○石井社会保険庁運営部長 お答え申し上げます。前回岩瀬委員からご指摘があったときに申し上げさせていただいておりますけれども、代表的な案件というものをとらえて、お話しのようなものを資料として出させていただきたいとは思っているけれども、著作権が実は社会保険庁にはないわけでございます。それを開発した、要するに開発事業者に著作権があって、まさに開発の中身に企業秘密に属するようなものがあると。であるがゆえに、すぐにはこちらにご提供できるかどうか、そこは分かりませんと、ちょっとそこはご留意願いますということをお願いしたと思うのです。

まさにそういうことで、今どの案件をこちらで説明するのにふさわしいものとするかと、そういうことと並行して、そういうような相談もさせていただいているということで、ちょっと今日は間に合わなかったということがございます。

○岩瀬委員 ということは、NTTデータがシステムの提供者ということなわけですか。社会保険庁に対して提供者。

○石井社会保険庁運営部長 はい。システムというものは、ご存じのように、請負契約で制作されたものではございませんで、データ通信サービス契約という、いわば例えて言えば電話契約に類似する、中身は複雑なのですけれども、それに類似する性格を持った契約ということでございまして、その契約に則ってNTTデータが作製したものを、いわば私どもの場合であれば、従前ですと10年なら10年という形で、要するに延べ払いの形にしてご提供を受けると。私どもは毎月毎月使用するわけですが、使用に応じた月額利用料を払うという形でそれを享受するという形でできているわけです。その従前ではその経過する間というのは、NTTデータの方にその権利があるということでございまして、そういう構造になっていると。

これはやっぱり非常に問題だということで、まさにその整理をするということから、最適化計画というのができているわけでごさいます、最適化計画ができて後の23年度以降は、著作権は社会保険庁が持つということを開発に関わる契約書の中に明記するというようにしてごさいます。既に、昨年8月に競争入札をして、今年3月にでき上がっているものとして基本設計書というのがあるわけでごさいますけれども、これについては既に5つの事業者に分割発注して受けてもらっているわけでごさいますけれども、それぞれ契約書に権利が社会保険庁に帰属するということを明記したもので既に契約してごさいます。ちょっと話が長くなりましたが、そういう経緯でごさいます。

○岩瀬委員 私は1つ基本的なことが分からないのですけれども、データ通信サービス契約の中身は別としても、社会保険庁がNTTデータに発注をして作ってもらって、それを納入してもらっているということであれば、著作権の部分はあっても、どれだけのコストがかかってこの料金になったのかというのは、これは著作権とはあまり関係なく提供してもらってもいいのかなとは思いますが、いかがですか。

○石井社会保険庁運営部長 NTTデータもデータ通信サービス契約そのものが長期かつ不透明なもので、いろいろ問題があるという指摘を各方面から受けて、できるだけオープンにしようという姿勢になっております。

私どももそういうことで、そういう姿勢に転じてもらったことは高く評価しております、そういうことであるならば、作製工程一つ一つに至るまでの細部についての説明を、それぞれコストがどうかかったかということとあわせて説明してほしいということを申し入れております。大方は、それに関する説明はいただいておりますけれども、ただやっぱりどうしてもという部分があるのですね。ここはちょっとやっぱりオープンにできませんという部分があるわけでごさいます。そこで、そういう部分をいわばポイントにして、少しやり取りをしているという状況です。説得の作業ということでごさいます。

○八田委員 今日のお話の外部委託に関する基準が第1ページに書いてあるのですが、国が自ら行うこととしている業務というところで、②に「行政処分行為や権力性の高い業務」というのがごさいます。しかし、どこまでが権力性の高い業務なのかという線引きが難しいと思うのです。例えば、違法駐車取締を民間にやらせるというのを、最初は警察庁はこれは一切できないと、権力行為だから警官がやらなければいけないと言っていたのですが、結果的には最後の最後の段階は警官がやるけれども、民間委託ができることになりました。今までお巡りさんは幾ら罰金を取ってもそれはみんな財務省に行ってしまったわけですから、何のインセンティブもなかったものが、これはちゃんとインセンティブがありますし、ひょっとして駐車場経営者だったら、ものすごいインセンティブを持って取り締まるでしょう。民間委託で能率が上がりました

それから、例によって民間の刑務所もとにかく逃げようとしている囚人を追いかけることはできるというわけですね、少なくとも日本の考え方では。最後は刑務官がやってきてやるというのですけれども。

それから、債権回収代行業務というのも世の中にはあると思うのですね。そうすると、この原則論はいいと思うのですけれども、実際問題としてこの線引きをどうするかというのは非常に微妙な問題だと思うのです。例えば、3ページでは、徴収のところ、厚生年金の納入告知書の発送のところだけが民間に委託されていて、あとは全部お役所でやるということになっています。この辺の線引きというのは動かないものなのか、いろいろと検討の余地があるものなのか、その点についてはご意見はどうでしょうか。

○石井社会保険庁運営部長 お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、一つの考え方をもってすべてに単純にあてはめて簡単にけりがつくというものでは本当はないと思っております。まさに、きちんとした考え方を基準として持ちつつ、やっぱり個別具体的な、その行為の置かれている環境とか、相手とか、あるいは一連の前後につながる業務が執行行為の中のどの辺に位置づけられているのかとか、いろいろな要素を総合勘案しながらやはり決めていくべきことなのかなと思っております。

例えば、今ちょっとお触れになった徴収で、国民年金と厚生年金を比べた場合に、納付督促のところは厚生年金の方だと職員がやると、国民年金の方だと市場化テストに付したり、電話に限定ですけれども、そういう外部委託の部分もあるということで、いわばアンバランスな形に見えるのかもしれないけれども、例えば厚生年金の方は実は滞納の状態に陥りますと、おおむね10日間のうちにすぐに納付督促をかけまして、それでレスポンスがございませんと、直ちに次の督促に入ってしまうということで、そこからまた一定の期間をおいて、レスポンスがなければ財産調査というように、ある意味では短期間の間に一気に物事が動く。その例えば最初がこの納付督促でございまして、国民年金の納付督促とそこはちょっと性質が違うというような事情がございます。

これは1つの例ということでご理解いただけるのではないかと思いますけれども、まさにおっしゃるように少し細かめにやはりご覧いただく、ご判断いただく必要があるのではないかなと、全く同感でございます。

○本田座長 斎藤委員。

○斎藤委員 外部委託を進めていく方針でいろいろご検討なさっていらっしゃると思いますし、また市場化テストをなさったご経験から教えていただきたいのですが、外部委託を大まかなガイドラインに沿って進めていった場合に、どのぐらい費用面で削減できるのか、例えば、何割減が可能であるとか、予算の何割減が可能なものでしょうか。もし試算なさっているのでしたら、教えていただきたいと思います。民間の企業ですと、何かを推進していくときにはそういうメリットをある程度数値化して、それから進めると思うのですが、いかがでしょうか。

○吉岡社会保険庁総務部長 まさにこれからこちらの議論が深まるに従って...我々も並行して検討しておりますし、いずれ社会保険庁の考え方として主だった業務につきましてどこまで外部委託が新たに可能かというときには、当然今やっている体制との比較においてどの程度今のワークフォースが減らせるかということもあわせて頭に入れながら、どの程

度の効果がある外部委託かということをお示ししていく考え方も持っております。

ただ、一般的にシミュレーションの問題として、こうやった場合こうやった場合と、やっぱりその業務が出せるかどうかという判断と並行して考えていかないといけませんので、それと切り離して、一つ机上の計算としてどうなるかという作業はしておりません。ただ、できそうなものについてどの程度効果があるかと、この効果があるのでどの程度踏み込めるか、どういう工夫をするかということと並行して今鋭意検討させていただいておりますので、こちらでご説明する際には当然どういう効果がある方式であるかということもあわせて、できるだけご提示申し上げていきたいと考えております。

○本田座長 その点、私もちょっとお尋ねしたかったですけれども、例えば1つだけ資料が出ているのは、30ページの電話相談のところで、ある意味では非常に興味深い数字なのです。社会保険庁でやった場合には19.4人、一方の民間では9.0人、達成率は若干こっちが悪いというけれども、どう考えるかという、これは具体的な数字です。

今の吉岡総務部長のお話も分かりますけれども、私の方からのお願いは、例えば今回の95カ所の社会保険事務所を落札した業者も決まっているわけですから、その社会保険事務所でその仕事をやっている人の人数は幾らか、金額の方は私は報告を受けていますけれども、しかも前にモデル事業でやっているわけですから、その仕事を社会保険庁でやったときは何人だったか。我々の会議の目的というのは最終的に人数まで考えなければいけないのです。業務の振り分けを含めて。

そういう意味では、これから新しい日本年金機構をどういう体制にするか、これは社会保険庁にもまた一生懸命考えてもらわなければいけませんけれども、少なくとも社会保険事務所で実施しているものについては難しく考えないで、単純な数字があるのではないかなど。それぞれの事務所でやっていたはずですから、それはこうなりますという数字は是非お願いしたい。

○吉岡社会保険庁総務部長 それはご指摘のとおりだと思います。

○本田座長 小寫委員。

○小寫委員 業務委託の場合、労働法の世界では人数でカウントしてはいけないという考え方がありますので、正確なデータが出てくるかどうか分かりませんが。ちょっと細かい点、14ページでは、非常勤職員の役割となっており、26ページも同じようになっていますけれども、14ページの場合、社会保険適用指導員以外の非常勤職員はここに入りますか。「等」と書いてありますけれども。3番目の○です。

○鈴木社会保険庁年金新組織準備室長 今補助している職員がございます。

○小寫委員 それから、社会保険適用指導員というのは注2によると、各社会保険事務局1名と書いてありますが、これは全体でも47名にしかないということですか。

○本田座長 もし分かったら。今1名ですけれども、その前は何名だったかということの方が重要ですよ。集約化して1名になったという、その前は何人おられましたかということが。

○吉岡社会保険庁総務部長 ちょっと調べて、すぐお答えできるようだったら、すぐご報告いたします。

○小島委員 表を見ていて、職員、とりわけ常勤職員の数が書いていないと比較ができないという感じを持ちました。

26ページでは、国民年金推進員、たしか数千名はおられたと思いますけれども、そうであれば非常勤職員をクローズアップするというのも分かるのですけれども、仮にその数が47名足らずであると、このように非常勤職員の方が14ページの表では非常に少ないということになれば、「職員のほか、社会保険適用指導員等が加入勧奨に当たっている」という表現は必ずしも正確とは言えないのではないかと思います。ただし、この一番目の○の「等」の中に民間委託が入っていて、3番目の「等」とは違うのだということであれば、別ですが。

それから、先ほどから電話相談業務というのですか、コールセンターのお話が出ていますが、33ページにあるコールセンターは業務委託ですか、派遣ですか。

○石井社会保険庁運営部長 これは業務委託です。

○小島委員 そうすると、派遣は基本的にデータ入力だけと考えていいのですか。つまり、社会保険庁で派遣を活用しておられるのは、データ入力というか、事務用機器操作の業務に限定すると。

○石井社会保険庁運営部長 はい、限定しての活用です。

○小島委員 そうすると、非常に細かい話になるのですけれども、機器設備などについて、33ページでは「社会保険庁が措置する」と書いてありますよね。業務委託の場合に可能なかどうか。全く問題はないのですか。

つまり民間企業であれば、機械などについても借り入れの契約を結んで、別個の双務契約を締結しなければいけないとかやかましく言われていますけれども、そもそも社会保険庁が今、自分のところで所有しているのであれば国有財産でしょうし、国有財産であれば、私権というのは設定できないはずですから、そのような契約は結べないと思うのですが。もしリースで借りておられるとすると、いったん借りているものをまた貸すというのもこれはちょっと難しい話なので、そこら辺の問題についてどのように処理しておられるのか、あるいはあまり気にしておられないのか。

○石井社会保険庁運営部長 大森の例を申し上げますと、センターの建物、フロアで借り上げています。そこに別途リースということで私どもが手配した設備、機器を整備します。あとは要員がチームという形で来ていただいて、そしてオペレーションをやっていただければもうすぐにでも動かせると、そういう状態にして、そして受け入れるという形でございますので、特に契約上問題が起きるというようなことはないのではないかなと思っておるのでございますけれども。

詳しくはちょっと確認させていただきます。

○本田座長 今の問題に絡みますけれども、先ほど人員の話をしましたけれども、それに

はやっぱり非常勤と常勤の数を両方入れてもらわないと。今は公務員で常勤、非常勤ということですが、新しい日本年金機構では、おそらく契約社員だとかいろいろな形になると思いますけれども、そこらの実績を出していただくときには、トータル幾ら、常勤幾ら、非常勤幾らと分かるような資料に是非していただきたいと思います。

それでよろしいですね。

○斎藤委員 コールセンターを大森に設置なさったということですが、大森を選定なさった背景を教えてください。最近ではコールセンターを大連など海外に置いたりする傾向が多い中で、東京のど真ん中とは言いませんけれども、東京23区内に置くというのは、人員の確保が難しいとか、何か理由があったのだらうと思うのですが、その辺りを教えてください。

○石井社会保険庁運営部長 実際、このセンターの設置に直接携わった立場ではなかったので、詳しいことは後ほどまたご報告させていただきたいと思いますが、私が承知している経緯ということで申し上げさせていただくと、まずこの第1コールセンターというのは、今社会保険業務センターというのは高井戸が1つの拠点でございます。三鷹にもデータセンターはございますけれども、業務センターとしての中核機能は高井戸の方にございます。今はありませんけれども、高井戸には中央年金相談室という組織がございまして、ここが全国のお問い合わせを受けていたのです。最大席数は一時期で180席まで拡大してございました。そこまで整備されていたものをやはり業務センターという、これはデータセンターですね、その中に擁しているというのは、やはりちょっと組織のあり方としていかがなものかと。かつ、また組織的なそういう角度からの見直しとあわせて、やはり外部委託というのを活用すると。これは両方をいわばマッチングさせる工夫がないだろうかということで生まれたのがこのコールセンターで、しかもそれまでの高井戸にいた職員が通勤しております。そういうことなども考えて、まずは3カ所のうち1カ所目は業務センターと、それから本庁とも連絡の取りやすい東京といいますか、首都圏のしかるべきところにおこうと、まずこういうコンセプトを固めたわけでございます。

あとは、当時川崎とか埼玉とか千葉とかいろいろ候補が上がっていたかと思いますがけれども、まずやはり建物の構造、特に安全面、大きな災害なんかに耐え得るような強度を備えているかとか、それから要するに相当数の方々を受託事業者の方が募集するわけですね。そのときにしかるべきクオリティをお供えの方々がどれだけおられるかとか、それから入れ替わりが考えられるわけで、そういった入れ替わりに十分耐え得るような、いわば人的な層の厚さがあるかとか、そういうのをいろいろ私どもの方でも考えて、それで今申し上げたこととあわせて、まずは都内の大森にある私どもが選定したビルがよかろうということで、そこを決めたという経緯でございまして、まず東京ありきでは実はなかったわけでございます。そんな経緯でございまして。

詳しくは、また後ほどご報告させていただきたいと思います。

○本田座長 納得しましたか。

○大山委員 確かに、3年前に高井戸を見に行ったときにコールセンターがありましたよね。ここは要らないだろうという話はした記憶があります。

○本田座長 ちょっと補足しますと、年金の場合にはコールセンターは規模が大きいですけれども、普通企業では沖縄の辺に置いたり、地方に置くのですよね。それで十分対応できる。だから東京でないと人材が集まらないというのはちょっとどうなのか。

他に何かございますか。八田委員。

○八田委員 これは先ほど山本副大臣がおっしゃったことに関してです。電子申請の制度を導入することにお金がかかるでしょう。しかし、その結果どういう作業が省略できて、これだけ費用が削減できるか、計算結果があったらお知らせいただきたいと思います。それから、もうちょっと小さいかもしれませんが、よく自動振り込みをやることに対する奨励をするところは非常に多いですが、それを奨励しているといかないにかかわらず、自動振り込みが増えると大体どのくらいのコストが削減できるのかというのもいただきたいと思います。

それから、最後はこれは多少難しい質問なのです。昔は電話帳があって、そしてその上で電話番号の問い合わせは無料だったのですが、NTTは大変な苦勞をして、問い合わせに対して料金を取るようにしたわけですね。それで、例えば年金相談にも同様に料金を取ってはどうか。例えば、質問者が事務所まで出かけていけばちゃんと無料で答えてもらえるが、電話でかければ、それはそれなりにコストがかかるというような料金を取るというような仕組みをお考えになったことはあるでしょうかということです。

混んでいるときには高い料金をかけて、なるべくすいているときにかけてくれるように促すという方法もあり得ると思います。料金を取ることと待たせることは同じ機能を果たします。例えば大阪のタクシーで安い会社が幾つかありますけれども、そうすると当然みんなそういう会社に予約を入れようとして電話をかけるわけです。けれども、そういうところは大体電話がつかないですね。フルに稼働しているからです。だから、時間で待たせるか、それとも料金をとるかというのは似たようなことだと思うのですが、少なくとも手間をかけて事務所に出かけていけば無料で答えていただけるなら、手間をかけずに答えてもらえる電話サービスには料金を取ってもいいのではないかと思います。

○吉岡社会保険庁総務部長 本格的な検討をかつてしたことがあるかどうかは別にして、当然そういう議論もいろいろあって、結局料金を取られる方は当然ちょっと不快感を持つにしても、全体的にはやっぱり本当に相談が必要な人が優先されるというようなこともございます。特にこれから公法人になれば、当然事務費がどの程度かかるか、それから全体的にどういうメリットが及ぶかという根本的な議論がありますし、またそれを説明していかないといけない立場でございますので、必ずしも行政の常識にとらわれずに、利便という観点からもこれから広く考えていく必要はあると考えております。ただ、今まで議論したことがあるかどうかはちょっと私は承知をしておりませんので。

○植田社会保険業務センター副所長 これは私が聞いた話で恐縮なのですが、かつてやっ

ぱりそういう意見があったそうなのです。有料にしたらどうかと。ただし、そのときの議論は、保険料をいただいている以上、やっぱりそれは無理ではないかというのが大勢の意見だったということはちょっと聞いたことがあります。

○八田委員 出かけていくというのは相当なコストがかかるのですよね。時間のコストがかかる。電話は本当にコストがかからないですから、ある意味ではそこにある種の差をつけても正当な気がします。

○坂野社会保険庁長官 今のお話は、少し中では過去の検討経過なりを調べますけれども、かなりいわば考え方の問題というのがいろいろ出てくることがあると思います。いわば対価をとってサービスを提供する仕組みのものと、私どもは対価をいただかない、いわば社会的インフラとしてサービスを提供するというものとの相違をどう考えていくべきかとか、あるいはその上であって、どの部分にはコストを求めることができるか、コストの支払いを特別に求めることができるか。これはいわば学問的にもいろいろなお考えが表明されておられる分野ではないかと思っております。したがって、いろいろ整理はいたしますけれども、先生がご期待されるような完璧な整理分析まではいかないかもしれませんが、一応私どもの分かる範囲で少しやらせていただきたいと思いますと思っております。

○本田座長 大山委員。

○大山委員 ちょっと戻って恐縮なのですが、6ページ目のところにある社会保険業務・システム最適化計画、18年3月策定というのは、私もずっと見ていたのでこの内容は記憶しています。今になってみると、日本年金機構へ移るということから前提が大きくずれたところがあり、この観点から見ると、外部委託の拡大の議論がこれから出てくるとは思いますが、日本年金機構で業務をやっていただくというのは、外部に出しているのではないのでしょうか。その確認をさせてください。

そこからさらに外部に出すという話を考えていると、状況がちょっと変わっていて、大変かもしれませんが、もう一回見直しが要るのではないのかなとも思います。すなわち、日本年金機構に業務が移ることを想定したときにどうあるかという議論を、あらためて行う必要があるような気がします。

その観点から言うと、3ページのこの太枠とそうでないものに関して今すぐとは言いませんが、社会保険庁さんの方で日本年金機構に移ることを前提に考えたときに、今のことに対する考えがあれば、教えていただきたいと思います。

○本田座長 その意味で、今日いただきました資料の1ページ目の最初にそれが書いてあるわけですね。これまではこうですと。ただし、今後についてはこの再生会議の意見、また社会保険庁は社会保険庁でみずから一生懸命検討、分析をされて、そういう中で作り上げていきたいと思います。今はこうですよと書いてあると私は読んでいますので。そのところは長官、よろしいですね。

○坂野社会保険庁長官 おっしゃるとおりでございます。

岩瀬委員 外部委託に関する事なのですけれども、業務の切り分けとともに切り分け

た業務をどう管理して、どう監査していくのかということも重要かと思うのですけれども、その辺で出すに当たってどういうマニュアルを作るというようにお考えなのか、そういうのは作らないのか、あるいはシステム監査の体制とか、いろいろな管理体制を今後どういうようにしていくのか。その辺を今日でなくて結構なので教えていただけますでしょうか。

○吉岡社会保険庁総務部長 今まで職員自身がやっていたものを新しく委託に出していくようなときには、当然いろいろなことが起こり得ることを前提にどういう管理体制とすべきか、もちろん職員を全く配置しないというわけではなくて、当然何人か気になる場所には職員を配置したり、その職員の置き方も含めた体制や、岩瀬先生おっしゃったやり方という意味のマニュアルが必要だと思いますので、そういうことも併せて考え、定義をしていきたいと考えております。

○本田座長 それでは、もうそろそろ時間になりましたので、よろしいですか。

どうもありがとうございました。これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。どうも社会保険庁さん、いろいろとありがとうございました。

次回の会合でございますが、まず年金記録問題検証委員会の最終報告が仮に公表されているようであれば、そのヒアリングを行いたいと思います。また、社会保険庁のシステム刷新にかかわっておられます日本IBM及びアクセンチュアにお越しいただきまして、社会保険業務の業務システム改革に関してのヒアリングを行いたいと思います。なお、先方からの強いご要望がありまして、日本IBM及びアクセンチュアからのヒアリング、質疑につきましては、会議のインターネット中継は行わないという予定となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。開催の日程につきましては、11月5日の午後に予定しておりますが、ヒアリング対象者との時間調整などございますので、詳細な時間につきましては追って事務局から連絡させますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議につきましては私より記者にブリーフをいたします。

どうもありがとうございました。

以 上